

発議第 3 号

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

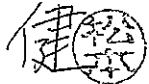
令和元年9月4日 提出

三宅町議会議長 衣 川 喜 憲 殿

三宅町議会議員

提出者 森内 哲也 

賛同者 池田 年雄 

賛同者 松本 健 

川 鯨 実希子 

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書

再審は、無事が救済される最後の砦です。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける、冤罪。それは人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと、誰しも認めることでありながら後をたちません。

2010年、足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年、東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続きました。また2014年には、袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事がありました。

しかし、これら事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、つねに検察による甚大な妨害が立ちはだかつていました。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権をもつ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。

無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものであった事実には、心が凍る恐怖を覚えます。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたからです。

通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立て（上訴）が許されていることです。大崎事件の原口アヤコ子さん（90歳を越えました）は、検察の即時抗告に続き特別抗告により、再審が未だ実現されていません。袴田事件は検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんにいたっては、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の控訴、意義申立てにより、89歳で無念の獄死をとげられました。公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇をくり返すことには、法的な制限を加える必要があることは明確です。

このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無事の救済のための焦眉の課題です。

現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法 39 条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツもすでに 50 年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

また、証拠開示については、2016 年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなうとしており、政府はこれをふまえ、証拠開示の制度化をおこなうことが求められています。

無事の者を誤った裁判から迅速に救済するために、いまこそ次の 2 点について「再審法（刑事訴訟法再審規定）」の改正を行うことを要請します。

- 一 再審における検察手持ち証拠の全面開示。
- 二 再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和元年 9 月 4 日

奈良県三宅町議会

内閣総理大臣 安倍晋三殿

法務大臣 山下貴司殿